

## 福島県畜産環境保全対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下、「家畜排せつ物法」と略す。）並びに「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、畜産環境の保全対策とともに、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るため、農業団体、出荷団体、農業法人、堆肥生産者、その他知事が適当と認める団体等（以下「事業実施主体」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助率)

第2条 福島県知事（以下「知事」という。）は、事業実施主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の補助率は別表のとおりとする。

なお、補助額は、計算した結果に千円未満の金額があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

### (消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 事業実施主体は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体等が規則第18条の規定を遵守するために必要な事項。

(2) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分（補

助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。) しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

- 3 事業実施主体等は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るものとする。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(状況及び完了の報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、遂行状況報告書(様式第4号)により、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において、当該年度の12月20日まで行うものとする。ただし、当該年度の11月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告にかえることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、当該事業が完了したときは速やかに事業完了報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第6号により、その事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助

金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別記様式1）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付の請求）

- 第 11 条 補助金の交付の決定の通知を受けた事業実施主体は、当該事業が完了した場合は、補助金交付請求書（様式第 7 号）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

（会計帳簿等の整備等）

- 第 12 条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、地方公共団体の場合にあっては、当該補助事業等に係る国の交付金等と当該交付事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書（第 8 号様式）を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあっては、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第 9 号様式）を前条に規定する期間について備えておかなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第 13 条 規則第 1 8 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）による（当該省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号））による）。
2 その取得価格が 5 0 万円を超えるもの	

（書類の経由）

- 第 14 条 事業実施主体が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない（事業実施主体が次条に定める広域団体である場合を除く。）。

（権限の委任）

- 第 15 条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって別表に掲げる事業に係るものは、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。

(契約等)

第 16 条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、指名停止等の処分を受けている者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第2条・第5条・第15条関係）

事業名	経 費	補助率	重要な変更
1 特殊肥料流通支援事業	家畜排せつ物及び家畜排せつ物を主原料とする堆肥を「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく、流通・販売を行うために必要な経費	定額 ただし、50万円を上限とする	1 事業費 ・事業費の増額 ・事業費の20%以上の減額  2 経費配分 ・20%以上の配分の変更
2 地域循環利用支援事業	地域における家畜排せつ物及び家畜排せつ物を主原料とする堆肥の循環利用の推進又は促進するための取組を行うために必要な経費	定額 (機械等の導入・リースは1/2以内) ただし、150万円を上限とする	3 事業内容の変更 ・事業実施主体の変更 ・取組の追加又は中止